

平成25年度 一次救急医療体制支援事業 事務事業 評価表 [単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	市民福祉部 市民健康課			担当者	花木 隆	
根拠法令等	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱					
事業の種類	☒ ソフト事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設管理 ☐ 内部管理					
政策	健康で共に支え合うまちづくり		施策	保健・医療の充実		
			小施策	医療体制の充実		
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト					
重点施策	地域医療体制の構築による安心のまちづくり					
予算科目等	会計	一般会計				
	款	衛生費	項	保健衛生費	目	保健衛生総務費
	事項	地域医療対策費		細事項	地域医療対策費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	・ 広報紙等を活用し救急医療の適正受診を啓発する。 ・ 川内市医師会と薩摩郡医師会へ委託し、在宅当番・救急医療情報提供実施事業を行う。 ・ 川内市医師会へ川内地域一次救急医療体制運営補助金と小児救急医療支援体制運営補助金を支出する。 ・ 川内薬剤師会へ薬局休日当番事業補助金を支出する。				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	一次救急医療を受療する者				
	手段（市がどのような活動をするか）	広報紙や医療機関のラックを活用し救急医療の適正受診を啓発する。委託料及び補助金を支出する。				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	一次救急医療体制の構築による安心のまちづくりを推進するため。				
	事業開始年度	昭和53年度				
		指標名		目標値	目標年度	
	活動指標	適正受診啓発件数、委託業務の締結件数、補助の交付件数		5件	—	
成果指標	補助金交付要領に設定		—	—		
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	13,564	13,915	14,518	14,518	14,518
	印刷製本費	3	134	19	19	19
	委託料	5,564	5,543	5,543	5,543	5,543
	補助金	7,997	8,238	8,956	8,956	8,956
	川内地域一次救急医療体制運営補助金	3,727	3,780	4,498	4,498	4,498
	小児救急医療支援体制運営補助金	4,270	4,258	4,258	4,258	4,258
	薬局休日当番事業補助金	0	200	200	200	200
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	13,564	13,915	14,518	14,518	14,518
	要員配置状況	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13
	職員	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13
嘱託員						
臨時職員等						
活動実績・計画	5件	5件	5件	5件	5件	
成果指標の推移	—	—	—	—	—	
特筆すべき事項等						

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☒ 妥当である ☐ 改善の余地はある ☐ 妥当ではない (上記選択の理由) 適正受診啓発事業や在宅当番・救急医療情報提供実施事業の事業内容及び別紙、補助金等評価結果等から総合的に判断した。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市が関与すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) 適正受診啓発事業や在宅当番・救急医療情報提供実施事業の事業内容及び別紙、補助金等評価結果等から総合的に判断した。
	事業費の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 適正受診啓発事業や在宅当番・救急医療情報提供実施事業の事業内容及び別紙、補助金等評価結果等から総合的に判断した。
	要員配置の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 事務執行等は最低限の要員で実施しており、削減の余地はない。
効率性	成果の達成度 ☒ 達成度はかなり高い ☐ 達成度はやや高い ☐ 達成度は低い (上記選択の理由) 適正受診啓発事業や在宅当番・救急医療情報提供実施事業の事業内容及び別紙、補助金等評価結果等から総合的に判断した。
	成果の向上余地 ☐ 余地がかなりある ☐ 余地がある程度ある ☒ 余地はほとんどない (上記選択の理由) 適正受診啓発事業や在宅当番・救急医療情報提供実施事業の事業内容及び別紙、補助金等評価結果等から総合的に判断した。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向の理由 適正受診啓発事業や在宅当番・救急医療情報提供実施事業の事業内容及び別紙、補助金等評価結果等から総合的に判断した。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 効率性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	まとめ(補助金等評価を含む。)

所管部課名		市民福祉部 市民健康課		担当者	花木 隆				
事務事業名		一次救急医療体制支援事業							
根拠法令		薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び川内地域一次救急医療運営補助金交付要領							
補助経過年数		6年以上10年以下							
平成25年度 予算額		4,498 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 4,498 千円	その他の内容			
		指標名			目標値	目標年度			
成果指標①		支援医師延べ数			—	—			
成果指標②		診察患者数			—	—			
補助対象者		公益社団法人川内市医師会							
補助対象経費		川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院に勤務する医師への夜間勤務時支援体制に従事した川内市医師会会員に要する経費							
補助対象事業・活動の内容		川内市医師会が行う川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院に勤務する医師への夜間勤務時支援体制である一次救急医療支援体制							
		分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率		川内市医師会立市民病院又は済生会川内病院に勤務する医師への夜間勤務時支援体制に従事した川内市医師会会員に要する経費（人件費相当補助基準額35,000円/人）の2分の1に相当する額							
補助金額又は補助率の積算方法		人件費相当補助基準額：35,000円/人×医師数×1/2 35,000円×257人×1/2＝4,497,500円							
補助を受ける事業（団体）等の過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	3,885,000	50.0%	3,727,500	50.0%	3,780,000	50.0%	
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%	
		事業収入	3,885,000	50.0%	3,727,500	50.0%	3,780,000	50.0%	
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%	
		市補助金	3,885,000	50.0%	3,727,500	50.0%	3,780,000	50.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%	
		計	7,770,000	100.0%	7,455,000	100.0%	7,560,000	100.0%	
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%	
		人件費	7,770,000	100.0%	7,455,000	100.0%	7,560,000	100.0%	
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%	
		計	7,770,000	100.0%	7,455,000	100.0%	7,560,000	100.0%	
		支出計/前年度支出計				95.9%		101.4%	
		自己資金/前年度自己資金				95.9%		101.4%	
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数		1件		1件		1件			
成果指標の推移①		222人		213人		216人			
成果指標の推移②		1,330人		1,275人		1,564人			
特記すべき事項等	①該当なし ②補助金で実施されている事業であることを、より一層、市民へ周知徹底するべき。 ③広報紙による適正受診の啓発活動を行っており、その中で、指摘事項の検討を行いたい。 ④保健・医療・福祉に関する事業 ⑤該当なし ⑥補助金申請書の受付・審査等は最低限の要員で実施している。 ⑦該当なし								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業により、川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院における二次救急医療（入院や手術などを必要とする救急患者に対する医療）が確保され、市民の福祉向上に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当。 軽症患者の休日・夜間の救急医療機関への受診、いわゆるコンビニ受診等の増加により、救急医療に携わる医師の精神的・肉体的負担が増大しており、当該事業により負担軽減を図る必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	支援医師により年間1,500人を超える一次救急医療患者の診察が行われ、川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院が本来担うべき二次救急医療が確保されている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	本市の中核的な医療機能を有する川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院で実施されるべき事業である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	人件費相当補助基準額については、本市が定めている医師に対する報償費の上限内に設定されている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	本市をはじめ、補助事業者においても、市民に対し救急業務や救急医療に対する理解と認識を深めるため、適正受診の呼びかけを行っている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	補助事業者により在宅当番医制や病院群輪番制が実施され、本市の救急医療体制が維持されている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	地方の医師不足や専門科医偏在により、医師確保が難しい現段階においては、当該事業への財政的支援が最善な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院への支援医師数に応じた補助であることが明確に規定されている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □ 休止 □移管 □縮小 □ 廃止
	上記方向の理由 補助制度の公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性の結果から総合的に判断した。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

川内地域一次救急医療運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）に規定された事項を実施するため、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる川内地域一次救急医療運営補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 川内地域一次救急医療運営補助金に係る補助事業等は、川内地域における一次救急医療の円滑な運営及び体制の確保に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 川内地域一次救急医療運営補助金の額は、次条に定める補助対象経費の2分の1に相当する額とする。

(補助対象経費)

第4条 川内地域一次救急医療運営補助金は、川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院に勤務する医師への夜間勤務時支援体制に従事した川内市医師会会員に要する経費のうち、人件費相当補助基準額35,000円／人・日について交付する。

(交付の申請)

第5条 川内地域一次救急医療運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別指定する日は、毎年5月末日とする。

2 川内地域一次救急医療運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一次救急医療支援体制実施計画調書(様式第1号)
- (2) 一次救急医療支援体制対象経費支出予定額積算書(様式第2号)
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 川内地域一次救急医療運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、川内地域一次救急医療運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 川内地域一次救急医療運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 一次救急医療支援体制実施状況調書(様式第1号)
- (3) 一次救急医療支援体制対象経費支出済額精算書(様式第2号)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 川内地域一次救急医療運営補助金の交付に対する効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 支援医師延べ数

(2) 診察患者数

(補助事業者等の責務)

第9条 川内地域一次救急医療運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市における一次救急医療施策の円滑な実施と維持及び存続に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 川内地域一次救急医療運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成25年度において検討を行い、その結果に基づき平成26年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

所管部課名	市民福祉部 市民健康課			担当者	花木 隆			
事務事業名	一次救急医療体制支援事業							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び小児救急医療支援体制運営補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成25年度 予算額	4,258 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 4,258 千円	その他の内容			
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	年間開院日数			—	—			
成果指標②	年間診療患者数			—	—			
補助対象者	公益社団法人川内市医師会							
補助対象経費	小児初期救急医療への夜間診療支援体制に従事した川内市医師会会員が開設に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	川内市医師会会員の小児科医が連携・協力して、夜間・深夜等における小児初期救急医療に従事する夜間診療支援体制							
	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	小児初期救急医療への夜間診療支援体制に従事した川内市医師会会員が開設に要する経費のうち、開設運営費相当補助基準額35,000円／日の3分の1に相当する額							
補助金額又は補助率の積算方法	35,000円×365日×1／3≒4,258,000円							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	8,517,000	66.7%	8,540,000	66.7%	8,517,000	66.7%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	8,517,000	66.7%	8,540,000	66.7%	8,517,000	66.7%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	4,258,000	33.3%	4,270,000	33.3%	4,258,000	33.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	12,775,000	100.0%	12,810,000	100.0%	12,775,000	100.0%
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費	12,775,000	100.0%	12,810,000	100.0%	12,775,000	100.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	12,775,000	100.0%	12,810,000	100.0%	12,775,000	100.0%
		支出計/前年度支出計				100.3%		99.7%
	自己資金/前年度自己資金				100.3%		99.7%	
	翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%	
	交付件数		1件		1件		1件	
	成果指標の推移①		365日		366日		365日	
成果指標の推移②		8,711人		8,775人		8,260人		
特記すべき事項等	①該当なし ②該当なし ③該当なし ④保健・医療・福祉に関する事業 ⑤該当なし ⑥補助金申請書の受付・審査等は最低限の要員で実施している。 ⑦該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業により、本市の小児救急医療支援体制が堅持され、市民の福祉向上に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当。 川内市医師会会員の小児科医が連携・協力して、夜間・深夜等における小児初期救急医療に従事する夜間診療支援体制への支援を継続する必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	本体制により年間約8,200人、1日あたり、平均約22人の患者が受療しており、適切な効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	本市の小児科医が連携・協力して実施する事業である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	「川内地域一次救急医療運営補助金」の基準額を準用し、国庫補助事業「医療提供体制推進事業費補助金」の補助率を適用 ①基準額：35,000円（医師一人当たり謝金） ②補助率：1/3 開設運営費相当補助基準額（人件費相当分）については、本市が定めている医師に対する報償費の上限内に設定されている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	各小児科医の連携・協力のもと、お互いの診療時間を調整しながら本体制を維持している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	補助事業者により在宅当番医制や病院群輪番制が実施され、本市の救急医療体制が維持されている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	地方の医師不足や専門科医偏在により、医師確保が難しい現段階においては、当該事業への財政的支援が最善な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	川内市医師会会員が本体制の開設に要する経費に対する補助であることが明確に規定されている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □ 休止 □移管 □縮小 □ 廃止
	上記方向の理由 補助制度の公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性の結果から総合的に判断した。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

小児救急医療支援体制運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）に規定された事項を実施するため、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる小児救急医療支援体制運営補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 小児救急医療支援体制運営補助金に係る補助事業等は、川内地域における小児初期救急医療の夜間診療支援体制に関して、円滑な運営及び体制の確保に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 小児救急医療支援体制運営補助金の額は、次条に定める補助対象経費の3分の1に相当する額とする。

(補助対象経費)

第4条 小児救急医療支援体制運営補助金は、小児初期救急医療への夜間診療支援体制に従事した川内市医師会会員が開設に要する経費のうち、開設運営費相当補助基準額35,000円／日について交付する。

(交付の申請)

第5条 小児救急医療支援体制運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月末日とする。

2 小児救急医療支援体制運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 夜間小児科支援体制実施計画調書(様式第1号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 小児救急医療支援体制運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、小児救急医療支援体制運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 小児救急医療支援体制運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 夜間小児科支援体制実施状況調書(様式第1号)
- (3) 夜間小児科支援体制診療患者数実績調書(様式第2号)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 小児救急医療支援体制運営補助金の交付に対する効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 年間開院日数

(2) 年間診療患者数

(補助事業者等の責務)

第9条 小児救急医療支援体制運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市における一次救急医療施策の円滑な実施と維持及び存続に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

2 小児救急医療支援体制運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成26年度において検討を行い、その結果に基づき平成27年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

所管部課名	市民福祉部 市民健康課		担当者	花木 隆				
事務事業名	一次救急医療体制支援事業							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び薬局休日当番事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成25年度 予算額	200 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 200 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	開局延べ日数		—		—			
成果指標②	処方せん枚数		—		—			
補助対象者	川内薬剤師会							
補助対象経費	薬局休日当番の開局に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	川内薬剤師会会員が連携・協力して、川内市医師会及び薩摩川内市歯科医師会の休日当番制に合わせ開局する薬局休日当番体制							
	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	薬局休日当番の開局に要する経費のうち、開局運営費相当補助基準額4,000円/日の3分の1に相当する額又は予算措置額のうち、いずれか少ない額							
補助金額又は補助率の積算方法	4,000円×189日×1/3=252,000円 > 予算措置額:200,000円 ∴ 200,000円							
補助を受ける事業(団体)等の 過去3カ年の決算状況	項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0		0		556,000	73.5%
		会費収入						0.0%
		事業収入					556,000	73.5%
		寄付金・その他助成						0.0%
		市補助金					200,000	26.5%
		(前年度繰越金)						0.0%
		計	0		0		756,000	100.0%
	支出	事業費						0.0%
		人件費					756,000	100.0%
		その他事務費						0.0%
								0.0%
								0.0%
		(翌年度繰越金)						0.0%
		計	0		0		756,000	100.0%
	支出計/前年度支出計							
	自己資金/前年度自己資金							
翌年度繰越金/市補助金						0.0%		
交付件数						1件		
成果指標の推移①						189日		
成果指標の推移②						8,753枚		
特記すべき事項等	①該当なし ②該当なし ③該当なし ④保健・医療に関する事業 ⑤該当なし ⑥補助金申請書の受付・審査等は最低限の要員で実施している。 ⑦該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業により、本市の薬局休日当番体制が堅持され、市民の福祉向上に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当。 川内薬剤師会会員が連携・協力して、薬局休日当番事業に従事する薬局休日当番体制への支援を継続する必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	本体制により年間約8,700件、1日あたり、平均約46件の処方せんに対応しており、適切な効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	本市の薬剤師会が連携・協力して実施する事業である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	開局運営費相当補助基準額については、本市が定めている有資格者に対する報償費の額から妥当なものである。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	各薬剤師の連携・協力のもと、お互いの診療日を調整しながら本体制を維持している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	補助事業者による学校薬剤師が行う水質検査等により、本市の公衆衛生が維持されている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	川内市医師会及び薩摩川内市歯科医師会の休日当番制に合わせた事業であり、当該事業への財政的支援が最善な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	川内薬剤師会会員が本体制の開局に要する経費に対する補助であることが明確に規定されている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □ 休止 □移管 □縮小 □ 休止 □ 廃止
	上記方向の理由 補助制度の公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性の結果から総合的に判断した。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

薬局休日当番事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）に規定された事項を実施するため、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる薬局休日当番事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 薬局休日当番事業補助金に係る補助事業等は、薬局休日当番事業の円滑な運営及び薬局休日当番体制の確保に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 薬局休日当番事業補助金の額は、次条に定める補助対象経費の3分の1に相当する額又は予算措置額のうち、いずれか少ない額とする。

2 前項に規定する補助金は千円単位とし、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第4条 薬局休日当番事業補助金は、薬局休日当番の開局に要する経費のうち、開局運営費相当補助基準額4,000円/日について交付する。

(交付の申請)

第5条 薬局休日当番事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月末日とする。

2 薬局休日当番事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 休日当番計画表（様式第1号）

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 薬局休日当番事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の補助事業等の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、薬局休日当番事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 薬局休日当番事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 休日当番実施表（様式第1号）

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 薬局休日当番事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 開局延べ日数
- (2) 処方せん枚数
- (補助事業者等の責務)

第9条 薬局休日当番事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の救急医療施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 薬局休日当番事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成26年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成27年度において所要の措置を講ずるものとする。